

随意契約締状況

平成30年4月分

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込) 単位:円)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	自動扉年間点検保守請負契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	ナブコドア株式会社 松江市西嫁島1-5-22	2,116,800	当該機器の納入メーカーであり、信頼のおける保守管理が出来るため。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
2	高圧受電設備(常用系)保安検査契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	島根電工株式会社 松江市東本町5丁目32番地	1,360,800	本院の受電設備に精通しており、松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能のため。日本赤十字社会計規則第36条4項及び会計規則施行細則第35条第1号を適用。	
3	建物ガラス等清掃業務等	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	北陽ビル管理株式会社 松江市片原町62番地1	6,480,000	松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規程による。	
4	中央管理室(防災センター)派遣業務契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	北陽ビル管理株式会社 松江市片原町62番地1	31,104,000	松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込） 単 位:円)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
5	高層館、本館日常・定期清掃業務委託	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社さんびる 松江市乃白町薬師前3番地3	92,340,000	松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
6	別館1・2及び保育所の清掃業務契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社さんびる 松江市乃白町薬師前3番地3	1,671,840	当院の清掃業務委託者であり、同一業者であれば清掃業務間の調整において有効的な対応が可能となるため。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
7	院外ごみ処理業務委託	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社さんびる 松江市乃白町薬師前3番地3	2,851,200	松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
8	院内ごみ・医療廃棄物収集及び残飯処理業務委託	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社さんびる 松江市乃白町薬師前3番地3	18,934,560	松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込） 単位：円	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
9	院内ごみ分別業務委託	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社さんびる 松江市乃白町薬師前3 番地3	2,203,200	松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
10	特殊排水処理設備保守契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社三晃空調 松江市東本町4-1 4 7	2,106,000	当該機器の施工業者であり、メーカーとの調整により信頼のおける保守管理が出来るため。日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
11	吸収冷温水機年間保守契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社三晃空調 松江市東本町4丁目147 番地	4,082,400	当該保守メンテナンスは、冷温水機本体の運転状態、付属する冷却塔・ポンプ自動制御設備の総合的な整備・知識が必要となる。契約業者は当院機械設備を施工し当該設備の総合的な整備が出来る業者である。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
12	院内環境測定	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社三晃空調 松江市東本町4丁目147 番地	4,039,200	契約業者は当該機械設備を施工し、当該設備を熟知しているため、クリーンルーム等の清浄度を保つための空調整備が出来る業者である。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込） み 単位:円)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
13	ガスタービン発電装置 保守契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	平成30年4月1日	株式会社山陰ディーゼル商事 松江市学園一丁目16番46号	1,825,200	専門的な知識・技術・能力による業務であり、競争に付することが不利であるため。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	